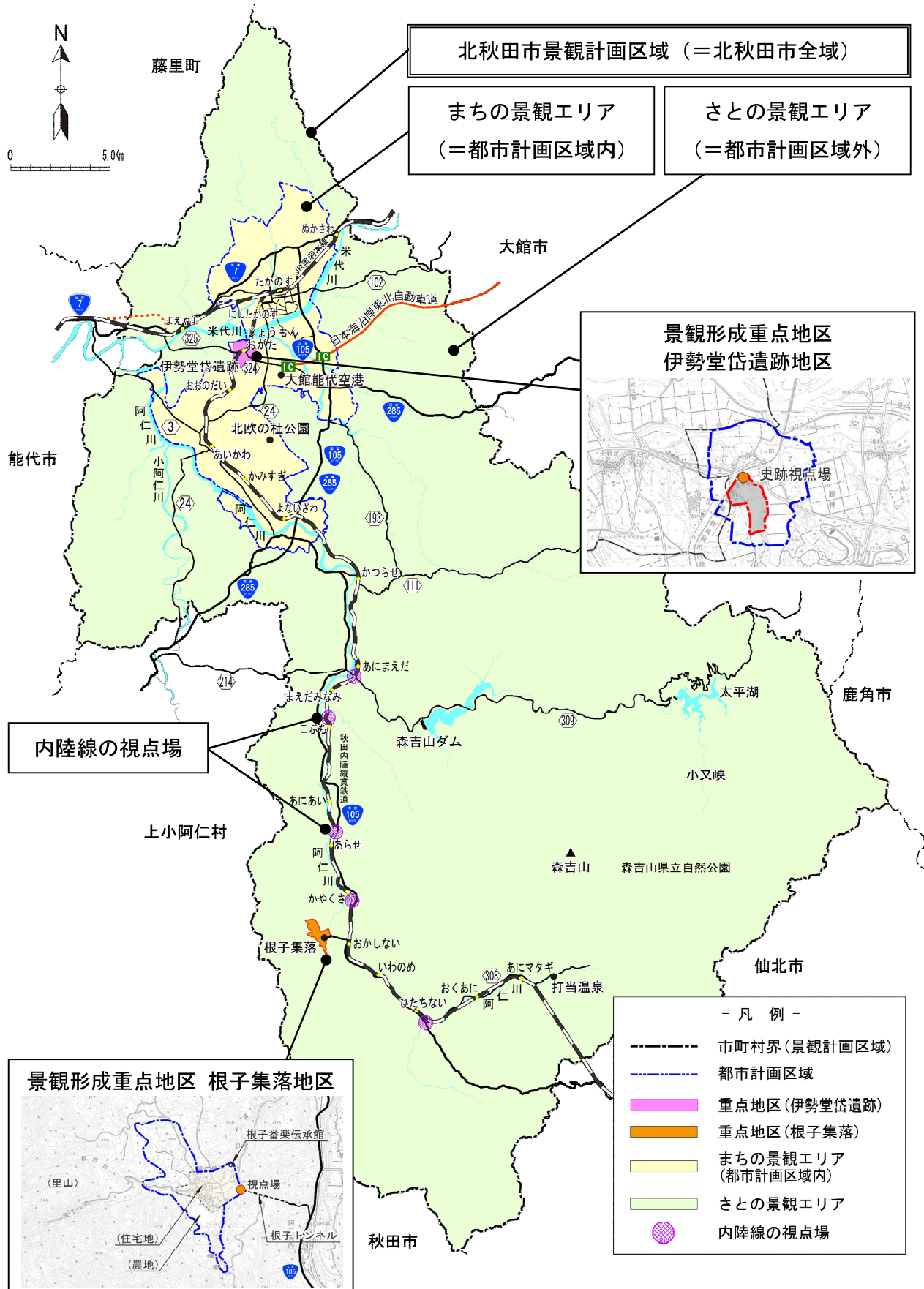
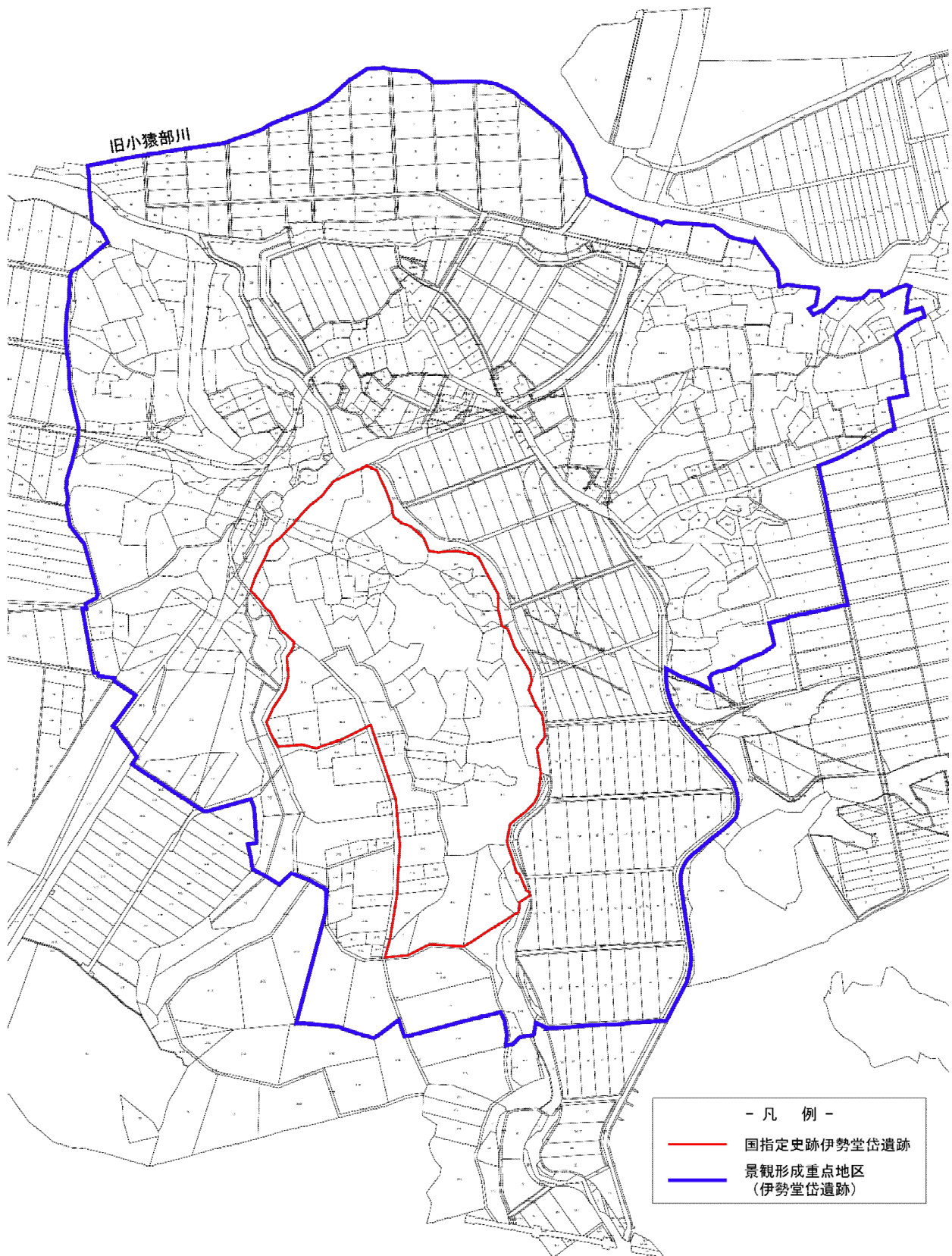


景観計画区域と各エリア及び景観形成重点地区の設定図



史跡および景観形成重点地区



伊勢堂岱遺跡地区

景観形成重点地区の区域

伊勢堂岱遺跡地区では、史跡（赤線）周辺を景観形成重点区域（青線）として設定します。
また、史跡視点場から北側への眺望範囲を「視点場からの眺望（橙線）」として位置づけま
す。

史跡の視点場（座標値）

史跡 N40° 20' 13" E140° 20' 49" 標高43m
遺跡の北側
東 N40° 15' 58" E140° 23' 19" 標高115m
鷹巣体育館をぎりぎり入らない地点を通過
西 N40° 14' 25" E140° 20' 34" 標高120m
坊沢農面道の端が入るところを通過

里山的景観が広がる緩斜面
緩やかな斜面に、太陽光発
電施設の設置や開発行為等
の抑制により、眺望の保全
を要するエリア。

都市計画区域

国指定史跡範囲

：資産（プロパティ）
顕著な普遍的価値の物
証になる遺構及び遺物
が分布し、文化財保護
法等により保護・保存
されている範囲。

史跡視点場

景観形成重点区域：緩衝地帯（バッファゾーン）

- ・「史跡保存地区の緩衝地帯であり、かつ遺跡と一体をなす景観としての保存が図られるべき地区」として指定する。
- ・史跡を保護するために指定範囲の中心とし、隣接する台地や低地とを境界として設定する。

－ 凡例 －

- 都市計画区域
- 重点地区①（伊勢堂岱遺跡）
- 国指定史跡範囲
- 用途地域
- 都市公園・緑地

N

0 500m 1000m

根子集落地区

景観形成重点地区の区域

根子集落地区では、以下に示す景観形成重点地区（青線）及び視点場からの眺望範囲（橙色）を位置づけます。

